平成２９年度山口県柔道体重別選手権大会実施要項

１　日　　時　　平成２９年７月２日（日）９時３０分開会式

２　会　　場　　「徳山大学第２記念館内柔道場」

周南市孝田町６４－２　　電話　０８３４－２８－９０２０

３　日　　程　　○７月１日（土）　計量（公式計量と非公式計量）１６時００分～１７時００分

(上記会場「徳山大学第２記念館内柔道場」)

※　対象は無差別級以外の選手(無差別級の選手は計量しない。)

○７月２日（日）　役員選手受付　　　８時３０分～　９時００分

　　　　　　　　　　　　　　　　　審判監督会議　　　９時００分～　９時２０分

　　　　　　　　　　　　　　　　　開会式　　　　　　９時３０分

試合開始　　　　　開会式終了後

閉会式

* 試合当日の計量は実施しません。

４　主　　催　　一般社団法人山口県柔道協会

５　主　　管　　周南市柔道協会

６　参加資格　（１）平成２９年度山口県を通じた全日本柔道連盟登録者であること。

　　　　　　　　　　（ただし、ふるさと制度を活用し参加することも可とする。）

　　　　　　　（２）高校生以下は出場できない。ただし、国体選手の選考のため、女子５７ｋｇ級及び女子無差別級については、山口県柔道協会強化委員会が推薦する高校生の出場を認める。

７　体重区分　（１）男子（４階級）

①　６０㎏級　　②　７３㎏級　　③　９０㎏級　　④　無差別級

　　　　　　　（２）女子（４階級）

　　　　　　　　①　５２㎏級　　②５７kg級　　③６３kg級　　④無差別級

８　試合方法　（１）各階級トーナメント方法とするが参加人数によりリーグ戦になることもある。

　　　　　　　（２）国際柔道連盟試合審判規定（ＩＪＦ審判規定決定版（２０１７－２０２０））で行い、試合時間は４分間とする。

（３）勝敗の判定基準は「一本」（反則負けによる勝ちを含む）「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価がない、又は同等の場合、「指導」差が２つあった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差がなく、かつ「指導」差が１以内の場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。

（４）ゴールデンスコアは、その前の規定試合時間内に与えられた「技あり」、ならびに「指導」は引き続き反映される。「技あり」が与えられた時点でゴールデンスコアは終了する。ゴールデンスコア中に「指導」が与えられた場合、与えられた選手が相手よりも多く「指導」を受けたことになる場合、ゴールデンスコアは終了する。

９　表　　彰　　各階級１位、２位、３位を表彰する。

10　参加料　　　一人　２,０００円（傷害保険料含む）

　　　　　　　（１）参加料は、無差別級以外の選手は前日の公式計量の際に納入すること。無差別級の選手は、大会当日、受付時に納入すること。

　　　　　　　（２）申し込み後欠場した場合も参加料を納入すること。

11　参加申込　　別紙申込書により下記まで申し込むこと。(電子メールで申し込んでください。)

　　　　　　　（１）申込期限　平成２９年６月１６日（金）

　　　　　　　（２）申 込 先　〒753-0871　山口市朝田字引地５８１－２

　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人山口県柔道協会事務局宛　ＴＥＬ083‐924‐9510

　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail yjk@c-able.ne.jp

(申込書は「周南市柔道協会」のホームページからダウンロードできます。要項等についても公表します。)

12 国体選手選考について

国体選手の基準に照らしたうえで、次の選手選考を行う。

男子・女子　共通

　　　　　　　　　※**男子及び女子の大将については、国体選手は内定しています。**

　　　　　　　　　他の国体選手選考については、この大会成績を参考にして、強化委員会で決定します。

13　そ の 他　（１）組合せは強化委員会で実施する。

（２）全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣（上衣、下穿、帯）を使用すること。なお、「全柔連主催大会におけるIJF基準柔道衣(新規格柔道衣)の適用について（14.11.27）」による新規格柔道衣とする。

（３）大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること。

（４）選手、指導者は下記の事項を遵守すること。

（脳震盪について）

①　大会１ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け出場の許可を得ること。

② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。

　　　（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精密検査を受けること）

③　練習開始に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

④　当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し、書面で事故報告書を提出すること。

(皮膚真菌症（トンズランス感染症）について)

皮膚真菌症（トンズランス感染症）については、発症の有無を各所属の責任者において必ず　確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会の出場ができない場合もある。